

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋 祥二郎

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(521)9530 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 山本 茂喜

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 寺川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社滋賀銀行大阪支店
(大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の第135期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第5号議案)>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき 62円50銭

総額 3,036,696,438円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

その他の剰余金の処分にに関する事項

イ．増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 11,600,000,000円

ロ．減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 11,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

杉江 秀樹氏を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

田中 正志氏を補欠監査役に選任する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く。）への報酬である「株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」総額年1億円以内を廃止し、「譲渡制限付株式に関する報酬」を総額年1億円以内、上限株数40,000株で支給する。

また、対象者に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものについては権利をすべて放棄するため、これに相当する譲渡制限付株式を割り当てるための報酬を、第136期事業年度に限り、総額年1億1,000万円以内、上限株数45,600株で支給する。

<株主提案(第6号議案)>

第6号議案 剰余金の処分の件

当行が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて1株当たり110円の配当を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	417,712	2,301	0	(注)1	可決 98.89
第2号議案	419,690	323	0	(注)2	可決 99.36
第3号議案 杉江秀樹	370,300	49,702	10	(注)3	可決 87.67
第4号議案 田中正志	419,624	382	0	(注)3	可決 99.34
第5号議案	418,418	1,595	0	(注)1	可決 99.06
第6号議案	97,532	322,429	0	(注)1	否決 23.09

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 賛成割合は、事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、全ての議案について、可決されるための要件を満たしたことがまたは否決されたことが明らかになり会社法上適法に決議が成立したことから、当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。